様式第二十五号(第八十条、第九十一条の六十九、第九十一条の百四十四関係)
(一)医薬品(体外診断用医薬品を除く。)又は医薬部外品の場合

動物用医薬品(医薬部外品)製造所廃止(休止/再開)届出書

年　　月　　日

農林水産大臣　　殿

住所

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第19条第2項の規定により動物用医薬品(医薬部外品)製造所の廃止(休止/再開)を下記のとおり届け出ます。

記

許可年月日及び許可番号、認定年月日及び認定番号又は登録年月日及び登録番号

1　業務を廃止(休止/再開)した製造所の名称及び所在地

2　業務の廃止、休止又は再開の区分、年月日及びその理由

3　参考事項

(日本産業規格A4)

備　考

届出書は、正副2通を提出すること。

(二)医療機器又は体外診断用医薬品の場合

動物用医療機器(体外診断用医薬品)製造所廃止(休止/再開)届出書

年　　月　　日

農林水産大臣　　殿

住所

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2の16第2項の規定により動物用医療機器(体外診断用医薬品)製造所の廃止(休止/再開)を下記のとおり届け出ます。

記

登録年月日及び登録番号

1　業務を廃止(休止/再開)した製造所の名称及び所在地

2　業務の廃止、休止又は再開の区分、年月日及びその理由

3　参考事項

(日本産業規格A4)

備　考

届出書は、正副2通を提出すること。

(三)再生医療等製品の場合

動物用再生医療等製品製造所廃止（休止／再開）届出書

年　　月　　日

農林水産大臣　　殿

住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の36第2項の規定により動物用再生医療等製品製造所の廃止（休止／再開）を下記のとおり届け出ます。

記

許可年月日及び許可番号、認定年月日及び認定番号又は登録年月日及び登録番号

1　業務を廃止（休止／再開）した製造所の名称及び所在地

2　業務の廃止、休止又は再開の区分、年月日及びその理由

3　参考事項

（日本産業規格A4）

備　考

届出書は、正副2通を提出すること。